

お知らせ information

お知らせ

狂犬病予防注射を必ず受けましょう

犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき、生後91日以上、狂犬病予防注射(毎年1回)を実施することと定められており、未実施の場合には処罰(20万円以下の罰金)の対象となります。

まだ注射を受けていない場合は、最寄りの動物病院で実施し「狂犬病予防注射証明書」を町民生活課へ提出してください。

また飼いが亡くなったり、ほかの人へ譲った場合

などは、届け出が必要となりますので忘れずに町民生活課で手続きを行ってください。なお田村地区内で狂犬病予防注射を実施している動物病院は左表のとおりです。

町民生活課
72-6933

■田村地区狂犬病予防注射実施病院

病院名	住所	電話番号
福田動物病院	小野町大字浮金字上合内265	73-2853
浦山獣医科医院	田村市船引町上移字根岸34-2	86-2041
川音動物病院	田村市船引町船引字源次郎198-1	82-2375
佐藤家畜診療所	田村市大越町栗出字作内55-3	73-8965
さくら動物病院	三春町字深田和151-40	62-6252

※診療時間などについてお問い合わせのうえ受診してください。

お知らせ

11月は「子育て支援を進める県民運動」期間です。11月20日(日)は「子育ての日」。

県では、出生率の低下や核家族の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ「安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身が健やかに育つことができる環境づくり」を官民一体となって推進するため、11月の第3日曜日を「子育ての日(11月20日)」としています。またその前後各一週間を「子育て週間(11月13日から26日まで)」としています。

子どもを産み育てることの大切さや、地域で子育てを支えることの大切さを改めて考え、子どもや家族と過ごす時間を増やして絆を深めましょう。

町民生活課
72-6933

子育て支援課
72-2212

農業委員会からのお知らせ
農地を転用するには許可が必要です

農地を転用する場合には農地法の許可が必要です。許可を受けないで農地転用を行う、いわゆる「無断転用」は農地法違反となり、厳しい罰則がありますので忘れずに手続きしましょう。

◆農地転用とは
農地を住宅などの建物敷地、資材置場、駐車場、山林など、農地以外の用地に転換することです。

なお一時的に資材置場などに利用する場合も転用になります。

◆農地転用するには

農地を転用するには町農業委員会の承認、県知事の許可が必要です。

農地転用などの各種申請は毎月25日までに提出されたものが、翌月の農業委員会で審議されます。

ただし自己所有農地に2アール未満の農業用施設を建てる場合には、農業委員会への届け出のみで許可は要しないこととなっています。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

◆無断転用した場合は

許可なく農地を転用した場合には、工事の中止や現状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が課せられることがあります。

農地を転用する場合には、事前に農業委員会事務局に相談し、申請書を提出するなどの手続きを行ってください。

農業委員会活動を円滑に進めるため、農地の所在する行政区ごとに担当農業委員を配置しています。連絡先などは農業委員会事務局までお問い合わせください。

農業委員会事務局(産業振興課内)
72-6935